

指定給水装置工事事業者の責務等について（再確認）

平素より大府市水道事業の運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。指定工事事業者の皆様におかれましては、水道法や大府市水道事業給水条例など様々な法令等を遵守いただきながら、大府市での給水装置工事関連業務にあたっていただいていることと思います。今回、指定工事事業者の責務や主任技術者の職務、基準適合品の使用等について以下の通り、重要と思われる部分を抜粋し、とりまとめましたので、ご一読いただき、適正な給水装置工事の施行を執り行うよう留意してください。

1. 指定工事事業者の責務（水道法第 25 条の 8）

指定工事事業者は、水道法施行規則第 36 条の事業の運営の基準に従い、**適正な給水装置工事の施工に努めなければならない。**

1. 給水装置工事ごとに、選任した主任技術者のうちから、当該給水装置工事を施工する主任技術者を指名すること。
2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事又は配水管から給水管を撤去する工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切な作業を行うことができる技能を有する者を当該工事に従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
3. 2. に該当する工事を施行するときは、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
4. 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
5. 次に掲げる行為を行わないこと。
 - (1) 給水装置の構造及び材質の基準（施行令第 5 条）に適合しない給水装置を設置すること。
 - (2) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
6. 施工した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に、次に掲げる当該給水装置工事に係る記録を作成させ、その記録を作成の日から 3 年間保存すること。
 - (1) 施主の氏名又は名称
 - (2) 施工の場所
 - (3) 施工完了年月日
 - (4) 主任技術者の氏名
 - (5) 竣工図
 - (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - (7) **給水装置の構造及び材質が施行令第 5 条の基準に適合していることの確認の方法**

及びその結果また、水道事業者から要求があれば、指定工事業者は、水道法第 17 条第 1 項に規定する給水装置の検査へ主任技術者を立ち合わせ、工事に関する必要な報告又は資料の提出をしなければならない。(水道法第 25 条の 9、同第 25 条の 10)

2. 主任技術者の職務

主任技術者は、個別の工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令第 5 条に定める基準に適合していることの確認
4. 給水装置工事に係る次の事項についての連絡調整（施行規則第 23 条）
 - (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - (2) (1) の工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期、その他

3. 基準適合品の使用等

1. 平成 9 年 3 月の施行令改正等により、水道法第 16 条に基づく給水装置の構造材質基準が明確化、性能基準化された。
2. 給水装置に用いる給水管や給水用具の製造者は、自ら製造過程の品質管理や製品検査を適正に行い、構造材質基準に適合する製品であることを自ら認証すること（自己認証）が基本となった。
3. 指定工事業者は、給水装置工事に使用しようとする製品について、その製品の製造者に対して構造材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を使用しなければならない。
4. 給水装置に用いる製品が構造材質基準に適合していることを認証することを業務とする第三者認証機関によって、その認証済マークが表示されている製品もある。
5. 主任技術者は、指定工事業者が行う給水装置工事の責任者であり、施工した給水装置が構造材質基準に適合するようにするために、工事の技術上の管理や基準適合性の確認などの職務を確実に行わなければならないことが法に定められている。
6. 主任技術者は、給水装置の構造材質基準を熟知し、工事に用いようとする給水管や給水用具が基準に適合しているものであること、工事の実施方法が基準に適合した給水装置とするうえで適正なものであることについて技術的な判断を行わなければならない。

7. 主任技術者は、仮に施主が使用を希望する給水用具であっても基準に適合していないものであれば、それが使用できないことについて施主に説明して理解を得なければならない。基準適合性が不明である場合には、厚生労働省告示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的な判断を行わなければならない。
8. 給水装置工事には、配水管と給水管の接続、管の切断や接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。また、使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがある。さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は一様ではない。従って、主任技術者は、工種や使用材料に応じた適正な機械器具の種類を判断し、施工計画に反映するとともに、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。